⑷　北関東防衛局　受付窓口　北関東防衛局総務部契約課契約審査第２係（〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　電話048―600―1800）
mail：shinseikoji-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp
管轄区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県

⑸　南関東防衛局　受付窓口　南関東防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57横浜第２合同庁舎　電話045―211―7143）
mail：sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp
管轄区域　神奈川県、山梨県及び静岡県

⑹　近畿中部防衛局　受付窓口　近畿中部防衛局総務部契約課契約審査係（〒540―0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67大阪合同庁舎第２号館　電話06―6945―5741）
mail：keiyaku-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp
管轄区域　富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、愛知県及び三重県

⑺　中国四国防衛局　受付窓口　中国四国防衛局総務部契約課（〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎４号館　電話082―223―7233）
mail：keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp
管轄区域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

⑻　九州防衛局　受付窓口　九州防衛局総務部契約課契約審査係（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７福岡第２合同庁舎　電話092―483―8829）
mail：ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
管轄区域　福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

⑼　熊本防衛支局　受付窓口　熊本防衛支局総務課契約室（〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１－11　電話096－368－2174）
mail：ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
管轄区域　熊本県、宮崎県及び鹿児島県

⑽　沖縄防衛局　受付窓口　沖縄防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９　電話098―921―8142）
mail：keiyakuka4-ok@ext.okinawa.rdb.mod.gp.jp
管轄区域　沖縄県

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度を有効期間とする独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の所掌する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する工事及びこれらに付帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。）及び役務（調査、設計、測量等をいう。以下同じ。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月１日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　藤田　耕三

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　14

１　工事種類

工事の工事種類は、次の①から⑨までに掲げるものとする。

①　土木工事：土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事

②　建築工事：建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、鋼構造物工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事

③　鉄骨鉄けた工事：鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事

④　軌道工事：土木一式工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、機械器具設置工事

⑤　プレストレストコンクリート工事：土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事

⑥　電気工事：電気工事、電気通信工事、消防施設工事、鋼構造物工事

⑦　暖冷房衛生設備工事：管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事

⑧　機械設備工事：機械器具設置工事、鋼構造物工事

⑨　その他工事：大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、造園工事、さく井工事、清掃施設工事

〔注〕各工事種類の右に掲げるものは、各工事種類に対応する建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

２　業種区分

役務の業種区分は、次の①から⑤までに掲げるものとする。

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償関係コンサルタント業務

３　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「定期審査」という。）にあっては、工事及び役務の申請者は、インターネット方式により、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（工事）https://www.pqr.mlit.go.jp/
（役務）https://www.pqrc.mlit.go.jp

ただし、９⑷①から⑥に掲げる場合の申請及び９⑸に掲げる場合の申請については、文書郵送方式（書留郵便に限る。以下同じ。）又はオンライン申請方式により、令和８年12月１日から令和９年１月15日まで（文書郵送方式の場合は当日消印有効、オンライン申請方式の場合は最終日の17時受信分まで有効）の間に、別記１に掲げる提出先に提出するものとする。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「随時審査」という。）にあっては、令和９年１月18日以降随時に、文書郵送方式又はオンライン申請方式により申請を受け付ける。

４　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　文書郵送方式又はオンライン申請方式による申請者は、当機構ホームページ（https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/resistration.html）へアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を取得するものとする。

②　インターネット方式による工事及び役務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。ただし、役務の申請者のパスワードの請求にあたっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいてパスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに、⑵の（役務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し、別記２に掲げる送付先に郵送するものとする（⑥に掲げる書類については、郵送に代えて３⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。）。

［注］役務の申請にあっては、申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、一般競争参加資格申請を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は⑵（役務に係る添付書類）④及び⑤に掲げる書類を省略することができる。